

原告団ニュース

第2号 (2023年9月1日発行)

発行：オンライン資格確認義務不存在
確認等請求訴訟原告団事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F

電話 03(5339)3601

FAX03(5339)3449

オン資「義務化」撤回訴訟 第二回口頭弁論

国が書面提出 主張が明らかに



口頭弁論後に行われた記者説明会では、各社から主な争点や今後の展望、原告団の規模など、様々な質問が出た（6月29日、弁護士会館）

6月29日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」（原告1075人）の第二回口頭弁論が東京地裁（岡田幸人裁判長）で開かれた。須田昭夫原告団長をはじめ、原告8人が原告席で審理に臨んだ。

口頭弁論では、国から示された準備書面に対し、原告側が8月末までに準備書面を提出し、第三回口頭弁論は9月12日に開かれることが決まった。口頭弁論の後、原告団は弁護士会館で記者説明会を行い、8社が参加した。

法律による委任の有無と範囲が争点

国は準備書面の中で、保険医療機関等が行う「療養の給付」は公法上の契約であり、受給資格の確認等、保険診療に係る一連の事項を併せて実施することが当

然に求められることから、健康保険法70条1項は、これらの事項についても省令である療養担当規則に広く委任しており、オンライン資格確認の原則義務化は違法・違憲ではないと主張している。

しかし、健康保険法は、公法上の契約について一律に省令に委任しているのではなく、委任する場合は範囲にまた委任する場合の範囲については、あくまでも個々の条文を通じて定めている。

る体制整備等にとどまり、限定的なものだと主張している。

しかし、東京保険医協会が実施した「オンライン資格確認システムトラブル事例アンケート」では、オンライン資格確認を実施してある医療機関の66・5%で

「自分自身マイナカードを所持していない。強制される理由が理解できない。徹底して対抗したい」など、それぞれが訴訟に加わった思いを語った。

弁護団の主任代理人である喜田村洋一弁護士は、「法律全体を読めば個別の論点についても委任したことになる、という国の主張には無理がある」と指摘し、この点が国の主張に対する反論の主眼だと述べた。

オン資のトラブルが続く

準備書面において、国は、オンライン資格確認システムの導入によるメリットを強調する一方、原則義務化に伴う医療機関等の負担は、受給資格の確認に係

喜田村弁護士は、「国の主張は、法律論としても、保険医療機関等への多大な負担という事実認識の面でも間違っていることを、準備書面で明らかにしていきたい」と決意を述べた。

ぜひご参加ください！

9/12

◎第3回「口頭弁論」

◎記者・原告説明会

裏面案内を参照

第3回「口頭弁論」傍聴のご案内

【日時】 9月12日(火) 15:00～

※ 15分程度の開催となる見込みです。

【会場】 東京地方裁判所 419号法廷 (※下図参照)

〒100-8920 東京都千代田区霞が関 1-1-4

<最寄駅>

- ・東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から約1分
- ・東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から約3分
- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」から約10分
- ・都営地下鉄三田線「日比谷駅」から約13分

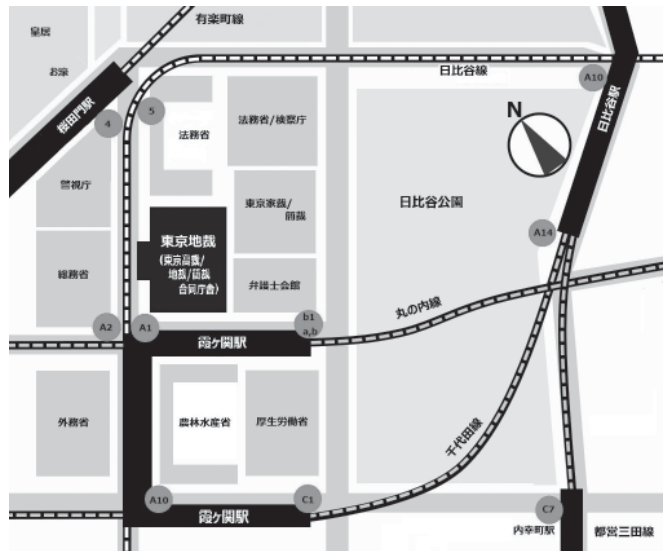
原告の先生方におかれましては、ぜひ傍聴をお願いいたします。

手荷物検査を受けた後、弁論開始時刻までに419号法廷に余裕を持って入室してください。

【問合せ】

原告団事務局 (東京保険医協会内 訴訟ワーキンググループ担当宛)

TEL: 03-5339-3601



記者・原告説明会のご案内

弁護団は第3回口頭弁論で、被告(国)の主張に対して反論・反証する準備書面を提出しました。原告側の主張を解説する記者・原告説明会を口頭弁論後に開催いたします。原告であればどなたでも予約なしで出席できます。ご参加をお待ちしております。



前回の記者説明会の模様

【日時】 9月12日(火) 15:45～

【場所】 航空会館 201会議室 (〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1)

<最寄駅>

- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」A2出口から約1分
- ・東京メトロ銀座線・都営浅草線「新橋駅」出口7から約4分
- ・JR「新橋駅」日比谷口から約5分
- ・東京メトロ千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」C4出口から約8分
- ・東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関駅」B2出口から約10分

